

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第14号

新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。